

「子ども・子育て支援事業計画（案）」について

（付議の要旨）

子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業それぞれの需要量見込み及び確保方策と実施時期についてとりまとめ、事業計画案を策定したので報告する。

1 主旨

子ども・子育て支援法（以下法）は、地方自治体に対し、幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと、供給体制の確保内容及び実施時期を定めた「子ども・子育て支援事業計画（以下事業計画）」の策定を義務づけている。（法61条）

区では、事業計画策定にあたって幼児教育・保育などのニーズ量を把握する必要があるため、昨年8月に調査を実施し、国の手引きに基づき調査結果を分析して需要量見込みの算定を行った。この結果に基づき、供給体制の確保内容及び実施時期について、事業計画案をとりまとめたので報告する。

2 支援事業計画案（平成27年度～平成31年度）

（1）教育・保育事業にかかる事業計画案 資料1のとおり

（2）子ども・子育て支援事業にかかる事業計画案 資料2のとおり

3 主なスケジュール

平成26年7月23日	庁内意見聴取「子ども計画（第2期）（素案）」
25日	福祉保健常任委員会「子ども・子育て支援事業計画（案）」
8月～9月	事業計画案について東京都との調整
8月11日	政策会議「子ども計画（第2期）（素案）」
9月3日	福祉保健常任委員会「子ども計画（第2期）（素案）」
9月末	事業計画案 東京都提出（以降、適宜東京都との調整）
9月末～10月	パブリックコメント
平成27年1月～2月	子ども計画（案）
3月末	子ども計画（第2期）策定（事業計画 東京都提出）

事業計画は、子ども計画（第2期）に内包し策定するため、事業計画の確定についても子ども計画と併せて確定する。

参考

1) 需要量見込み算出の根拠となるニーズ調査の概要

調査対象 0歳から9歳までの子どもの保護者

各年齢1,000人ずつ計10,000人を住民基本台帳から無作為抽出

調査方法 保護者あてに郵送送付、郵送回収による無記名調査

調査期間 平成25年8月12日から9月2日まで

回収率 55.4%

調査の単純集計結果については区ホームページで公開している。

2) 国の手引きに基づく需要量見込み算出の流れ

手順1 調査結果より、両親の働き方（希望を含む）などにより8つの家庭類型に区分し、その年齢ごとの構成比を算出する。

（ひとり親、フルタイム×フルタイム、フルタイム×パート、専業主婦など）

手順2 平成27年から平成31年の年齢別推計人口に手順1で算出した構成比を乗じて家庭類型別児童数を算出する。

手順3 調査結果から得られた各施設・事業の利用意向率（ ）を家庭類型別児童数に乗じて、需要量見込みを算出する。

（例）教育・保育事業にかかる利用意向率

幼稚園利用想定（1号認定）

3～5歳で、保育の必要性がない家庭類型の者のうち、幼稚園、認定こども園幼稚園枠を希望する者の割合

幼稚園利用想定（2号認定）

3～5歳で、保育の必要性がある家庭類型の者のうち、現在、幼稚園、認定こども園幼稚園枠を利用している者の割合

保育利用想定（2号認定）

3～5歳で、保育の必要性がある家庭類型の者のうち、上記の幼稚園利用想定である者を除いた者の割合

保育利用想定（3号認定）

0～2歳で、保育の必要性がある家庭類型の者のうち、保育を希望する者の割合（0歳と1～2歳に分けて算出することが求められている）